

3. 子ども手当における施設入所 児童等への取り扱いについて

平成23年度における子ども手当の支給等に関する法律案の概要

趣旨

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、中学校修了前(※)までの子どもについて、平成23年度分の子ども手当を支給する等の所要の措置を講ずる。

※ 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

概要

(1) 子ども手当の支給

- ・3歳未満の子ども一人につき月額2万円を、3歳以上中学校修了前までの子ども一人につき月額1万3千円の子どもの手当を父母等に支給。(所得制限なし)
- ・支給等の事務は、市区町村(公務員は所属庁)。
- ・支払月は、平成23年6月、10月、平成24年2月、6月。

(2) 子ども手当については、児童手当分を児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担し、それ以外の費用については、全額を国庫が負担。(公務員については所属庁が負担)

(3) 子どもに対しても国内居住要件を設ける(留学中の場合等を除く)。

(4) 児童養護施設に入所している子ども等についても、施設の設置者等に支給する形で子ども手当を支給する。

(5) ①未成年後見人や父母の指定する者(父母等が国外にいる場合に限る。)に対しても父母と同様(監護・生計同一)の要件で子ども手当を支給する(父母等が国外に居住している場合でも支給可能)とともに、
②監護・生計同一要件を満たす者が複数いる場合には、子どもと同居している者に支給する(離婚協議中別居の場合、子どもと同居する親に対して支給)。

(6) 保育料を子ども手当から直接徴収できるようにする。また、学校給食費等については、本人の同意により子ども手当から納付することができる仕組みとする。

(7) 地域の実情に応じた子育て支援サービスを拡充するための交付金を設ける。

施行日

平成23年4月1日((3)～(5)については、6月分から適用)

※平成23年度子ども手当支給法案については、つなぎ法成立のため、3月末に撤回

児童施設入所等子どもに関する対応について

※当該規定を盛り込んでいた平成23年度子ども手当支給法案については、つなぎ法成立のため、3月末に撤回

○児童養護施設等に入所した子どもの中には、親がいないケースや虐待等により強制入所したケースなど、子ども手当や児童手当による支援を受けられない者がおり、国会等でも問題とされたところ。

※ H22子ども手当法の検討規定：「児童養護施設に入所している子どもその他の子ども手当の支給対象とならない子どもに対する支援等を含め制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」

○このため、政府提案のH23子ども手当法案(3月末に撤回)においては、子どもに着目して、国内に居住する子どもを極力制度の対象としていくという考え方の下に、児童養護施設に入所している子ども等についても、施設に対して支給する形で全て支給対象としていた。

約40,000人(社会福祉施設等調査等)

約11,000人(安心子ども基金の見込値)

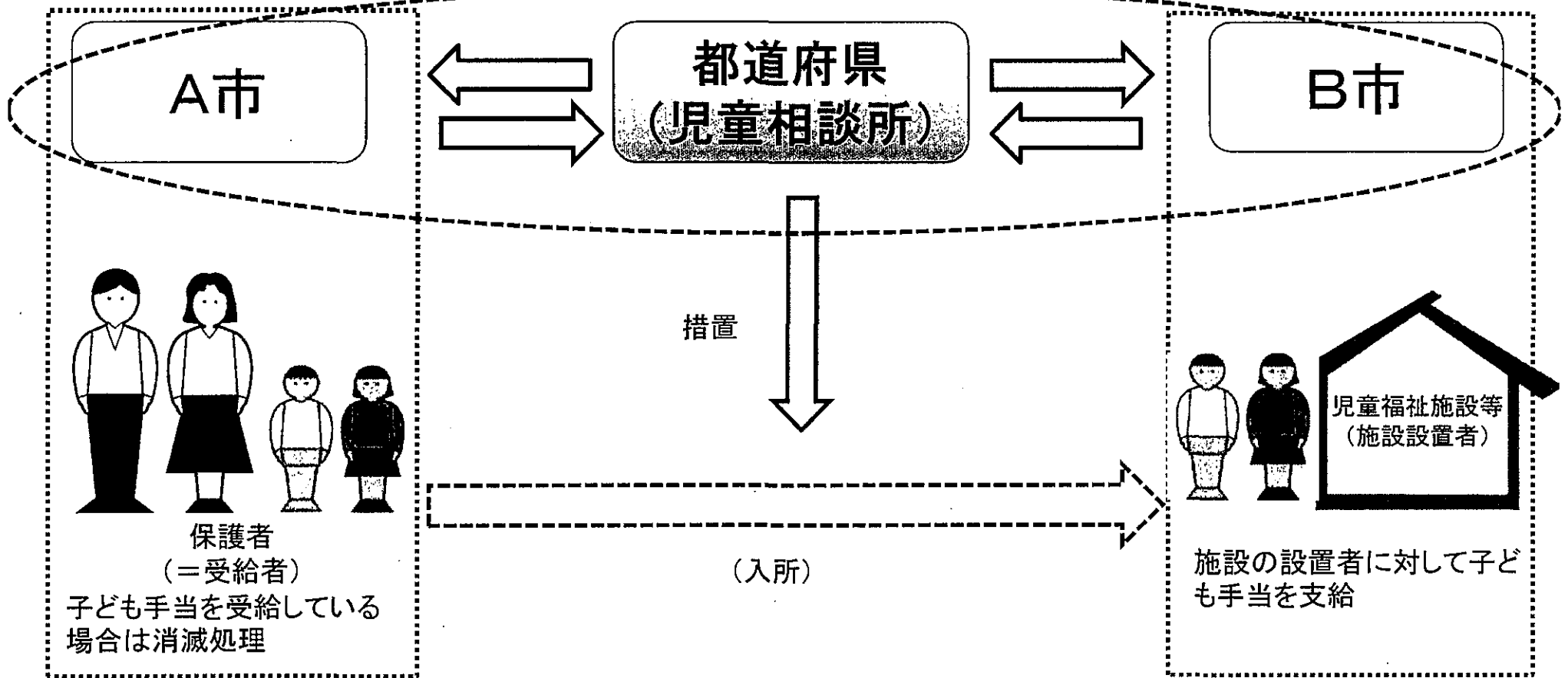
	①親のいない子ども	②強制入所の場合等の親が監護生計要件を満たしていない子ども	③それ以外の子ども(親が監護生計要件を満たす場合のみ)
児童手当制度時	×	×	○(親へ支給)
平成22年度の対応	△(安心子ども基金で施設へ支給)	△(安心子ども基金で施設へ支給)	○(親へ支給)

政府提案	○(施設へ支給)	○(施設へ支給)	○(施設へ支給)
------	----------	----------	----------

※対象施設等としては、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、里親、救護施設、更生施設、婦人保護施設等を予定

平成23年度子ども手当支給法案(3月末に撤回)における 児童福祉施設等入所子どもへの支給のイメージ

※当該規定を盛り込んでいた平成23年度子ども手当支給法案については、つなぎ法成立のため、3月末に撤回



入所措置を行った都道府県(児童相談所)、保護者が居住する市町村、施設が所在する市町村で連携をとる必要がある。

